

公共事業再評価調書（再評価）

所管課：道路街路課

1 事業概要  (整備目的)	事業名：都市計画道路3・3・3号真地久茂地線街路事業(開南工区)				
	事業種別：街路事業	事業主体：沖縄県	当初事業期間：H19～H25		
	事業箇所：那覇市	根拠法令：都市計画法	事業期間：H19～H33		
	総事業費(百万円) 17,900	費用内訳：補助 9/10	事業量：L=800m W=28m		
当該路線は、那覇市中心市街地を東西に横断し、第二環状線に連結する幹線街路である。事業区間は、那覇高校前の交差点を起点とし、開南交差点から東側に向けて、与儀交差点を終点としている。 現道は、開南交差点、与儀交差点において交通容量不足から渋滞を引き起こしているとともに、幅員が狭小な箇所も多い。そのため、道路拡幅改良し、交通渋滞の緩和と安全で快適な歩行空間の形成を図るものである。					
2 再評価 該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業採択後10年間を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業採択後5年間を経過して未着手 <input type="checkbox"/> ③ 再評価後一定期間(5年)を経過 <input type="checkbox"/> ④ 事業の中止 <input type="checkbox"/> ⑤ その他( )				
3 再評価に至った 主な要因  (具体的理由)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input type="checkbox"/> ⑨ その他( ) ・大型物件(マンション)補償に対して、権利者多数により、用地交渉に時間を要しているため。 ・土地所有者、物件所有者、借家人が別となっているなどの関係者多数により、用地交渉に時間を要しているため。 ・補償内容に対する不満等で、用地取得が難航しているため。				
4 事業の 進捗状況  (H28.3末時点)	項目	事業費(百万円)	整備延長(m)	用地取得(千㎡)	用地取得(筆)
計画	17,900	800	11.0	138	
実施済	13,904	20	8.1	93	
率	77.7%	3%	73.6%	67.4%	
5 事業効果の 評価指標  (検討年 50年) (基準年 H28) (単位: 百万円)	① 走行時間短縮	54,085		① 事業費	16,807
	② 走行経費低減	6,003		② 維持管理費	100
	③ 交通事故減少	1,100			
	総便益	61,188		総費用	16,907
	基準年換算(B)	22,469		基準年換算(C)	18,349
	費用便益比(B/C) = 22469 / 18349 = 1.2				
6 事業を巡る 状況の変化  (前評価以降)	① 社会・経済：・真地久茂地線に隣接する農連市場地区防災街区整備事業は、平成30年度の完了を目指し事業中である。 ・平成27年度に大型MICEが与那原マリンタウン内に決定したが、当該路線が県庁周辺から大型MICEへの最短アクセス道路の一部となる。 ② 地元・自治体：・特になし。 ③ 利害関係者：・農連市場地区防災街区整備事業。				
7 事業の必要 性・効率性	① 事業の必要性・緊急性・有効性など： 当該路線は交通渋滞が慢性化しており、地域の経済活動の支障となっている。そのため、当該路線の整備を早急に進めることにより、他の幹線道路への円滑な移動確保による渋滞緩和を図る必要がある。 また当該路線の沿線付近においては、住宅、商業施設、高校等があるが、現道の歩道幅員が狭小で危険であるため、快適な歩行空間の形成を図る必要がある。 ② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減)： 当該事業区間において、平成28年3月末には事業の進捗率が用地取得ベースで73.6%となっていることから、現計画の推進を図ることが効率的である。 ③ 事業効果の発現状況： 現状では、用地未買収部分があり、一部歩道整備のみとなっているため供用開始に至っていない。そのため、十分な効果は発現していない。				
8 今後の対応 ・見直し	① 事業計画等：現計画どおり事業を進め、平成33年度の完成を目指す。 ② 対住民関係：難航用地については、土地収用法に基づく取得の作業を進めながら、平行して任意交渉も行っていく。 ③ 執行体制等：現体制で取り組む。				
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止				
10 その他					